

2021 徳島県社会人サッカーリーグ特別規定

2021年度の社会人リーグ日程は新型コロナウイルス（以下、コロナ）感染拡大によりリーグ特別規定を定める。

1. 日程

- ① 全試合開催を前提とする。
- ② 各リーグ、またはチーム関係者（選手・スタッフ）にコロナ感染者が出た場合、一種運営委員会で延期等の対応について協議する。
- ③ 緊急事態宣言が発せられた場合は、（一社）徳島県サッカー協会の定める「主催・主管における大会・事業・会議等の活動判断基準」に準拠するとともに、一種運営委員会で延期等の対応について協議する。
- ④ 延期となった試合については、一種運営委員会で代替日程を設定する。
代替試合は当該試合から1ヶ月程度以上後に設定する。
一度設定した代替日程については、各チームからの再延期は認めない。

2. みなし開催について

- ・ 全試合開催することを目指す。代替日程においては、やむを得ず開催できない試合を開催したものとみなす「みなし開催ルール」を適用する。（代替日程以外は適用不可）
- ・ みなし開催のルール
最終的に試合が開催できない場合でも、順位決定のためにその試合を開催したことにする必要があるため（＝みなし開催）、7名以上のエントリーができなかったチームは「0-3」の敗戦とする。
対戦する両チームともに7名以上のエントリーができなかった場合は、両チームとも「0-3」の敗戦扱いとする。
荒天等の不可抗力でいずれのチームの責ではない場合は、両チームとも「0-0」で勝ち点1とする。
ただし、前日の正午までに「みなし開催ルール」適用をリーグ長に連絡されなかった場合は、棄権試合として処理される。

3. リーグ規約除外項目

- ・ リーグ規約の以下の内容については、今年に限り除外する。

7. 罰則

(1) 徳島県サッカーリーグにおける棄権試合の取扱いについて

- ③ 当該年度に2試合棄権した場合は、次年度にリーグに参加することはできない。
- ④ 3試合以上の棄権試合がある場合は、リーグ規律委員会で処分を協議する。

4. その他

上記以外に不測の事態が生じた場合は、一種運営委員会で対応について協議し、決定する。